

広島県告示第百八十一号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和三年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上	発起人の住所及び氏名	三原市幸崎能地四丁目二二―一八 藤井 孝一 三原市旭町二丁目二―二三 濱松 照行 三原市旭町二丁目七―一六 濱松 明夫 三原市幸崎能地四丁目三―一七 谷口 敏弘
	加入区	三原市
下	欄	法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
	縦覧期間	令和三年三月八日～令和三年三月二二日
欄	縦覧場所	三原市漁業協同組合